

## 減価償却の計算方法

### ◆平成19年3月31日以前に取得したものと、平成19年4月1日以後に取得したものの区分について

- ① 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額まで達している場合には、その翌年分以降5年間で1円まで毎年均等に償却することになっています。

$$\begin{aligned} \text{減価償却費} &= (\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{償却率} \times (\text{使用月数} / 12\text{月}) \times \text{事業専用割合} \\ \text{※ 残存価額} &= \text{取得価額} \times \text{残存割合} (10\%) \\ \text{※ 償却終了後の各年の償却費} &= (\text{取得価格} \times 5\% - 1) \div 5 \end{aligned}$$

- ② 平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価格の95%相当額）及び残存価格が廃止され、耐用年数経過時点において1円まで償却することとなっています。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{償却率} \times (\text{使用月数} / 12\text{月}) \times \text{事業専用割合}$$

### ◆法定耐用年数について

- (1) 減価償却資産の法定耐用年数について、平成22年度（平成21年分）市県民税より見直しが行われています。  
農業用設備（自動車や建物等は除く）については、耐用年数が全て7年に変更されています。

《 法定耐用年数表 変更例 》

構造・用途	細目	旧耐用年数	旧償却率	新耐用年数	新償却率	
		※H20年分以前		※H21年分以降	H19.4.1以後取得	H19.3.31以前取得
車両運搬具	小型自動車（660cc以下）	4	0.250	4（変更無し）	0.250	0.250
	貨物自動車	5	0.200	5（変更無し）	0.200	0.200
トラクター	歩行型	5	0.200	7	0.143	0.142
	その他（乗用等）	8	0.125			
穀物収穫調整用器具	刈取機、稲わら収集機	5	0.200			
	コンバイン、糶摺機、脱穀機	8	0.125			

\* 上表の他、全ての農業用設備の耐用年数が7年に変更されています。

- (2) 中古資産の耐用年数について

(次の算式において2年未満になるときは耐用年数を2年とし、その年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨て)  
 ア. 法定耐用年数の全部を経過した資産 → 法定耐用年数 × 20% = 耐用年数  
 イ. 法定耐用年数の一部を経過した資産 → 法定耐用年数 - (経過年数 × 80%) = 耐用年数

【計算例1】 令和6年1月1日以降に農業用設備を取得した場合

取得資産：トラクター（歩行型） 取得日：令和6年7月1日 取得価格：100万円 新耐用年数：7年

減価償却資産の名称	面積・数量	取得年月	イ 取得価格	ロ 償却の基礎になる金額	耐用年数	ハ 償却率 又は 改定償却率	ニ 本年中の償却期間	ホ 本年分の普通償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特別償却費	ト 本年分の償却費合計 (ホ+ヘ)	チ 事業専用割合	リ 本年分の必要経費参入額 (ト×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年 月	円	円	年		/12月	円	円	円	%	円	円	
令和6年分 トラクター	1台	R6・7	1,000,000	1,000,000	7	0.143	6/12月	71,500	—	71,500	100	71,500	928,500	
令和7年分 トラクター	1台	R6・7	1,000,000	1,000,000	7	0.143	12/12月	143,000	—	143,000	100	143,000	785,500	
令和12年分 トラクター	1台	R6・7	1,000,000	1,000,000	7	0.143	12/12月	143,000	—	143,000	100	143,000	70,500	
令和13年分 トラクター	1台	R6・7	1,000,000	1,000,000	7	0.143	6/12月	70,499	—	70,499	100	70,499	1	

該当年分を収支内訳書「減価償却費」欄に記載する。

【計算例2】 償却期間を経過した農業用設備を所有している場合（平成19年3月31日以前に取得したもの）

◎ 償却が終了している資産については、残存価格（取得費の5%相当額）を5年間（1年に1%ずつ）で1円になるまで毎年均等に償却します。